



130名超の入場者が決意を固めた、小森氏の講演

今こそ、地域・草の根から 「戦争への道 NO!」の声を!

「戦争をさせない常陸大宮市民の会(常陸大宮平和の会も参加)」主催



▲講演する小森陽一氏

「戦争をさせない常陸大宮市民の会」は、1月29日、常陸大宮市文化センター(小ホール)において、九条の会事務局長の小森陽一氏を招いて「新たな改憲の危機と住民運動」と題した学習会を開催しました。

当日は、大宮市内及び市外の呼び掛けた各団体会員、一般の方を含め130名超の入場者がありました。本学習会は、ロシアによるウクライナ侵略後の情勢を踏まえ、私たちが、これからの署名運動を含めどのように進めて行くべきかを考え糧にするための計画でした。

小森氏は、冒頭に「岸田政権が年末に閣議決定した安全保障3文書は、戦後日本の安全保障政策を実践面から

大きく転換するものであり、日本を戦争ができる国へと公然と踏み切ったものだ。」と厳しく指摘。その背景には、「第2次安倍政権による2014年の『集団的自衛権』の閣議決定、2015年の『安保法制』の強行があったが、一方では、これを契機に、国会を包囲した市民と野党の共闘と全国的な運動が展開された。」と述べました。

講演の中では、2004年に結成した9条の会の経緯も話されました。質疑応答の中で、「もし、日本が攻撃されたらどうするか。」という質問が出されました。小森氏は、「『もし・・・』とは、どういう状況を言っているのかその内容を聞き、取り除いていく努力が大事」と述べました。

最後に、「今こそ市民が立ち上がる時である。地域、草の根から戦争への道 NO!」の声を上げようと力強く訴えられました。【相沢静雄常任理事 報告】

2月19日行動報告



戦争法廃止
茨城アクション

街頭宣伝での出合いを大切に



2月19日(日)の水戸駅北口、正午ごろの外気温は18度ほど。暖かい午後でした。北口デッキには、大きな鉢植えの梅がいくつも置かれ「光」の春を演出したかのようです。水戸黄門像前のベンチなどには若者や年配の方たちがおしゃべりする姿がありました。しかし、戦時下にあるウクライナの春はまだ遠いようです。

「戦争法の廃止を求める茨城県民連絡会」の田中重博会長から、次々と7人がリレートーク。茨城県AALA連帯委員会事務局の黒沢一也さん(写真上)、県平和委員会代表理事の木村泉さんも岸田政権の危険性などについて訴えました。参加者20人は、「大軍拡反対」のチラシを通行中の

方々に手渡し、「平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大増税に反対する請願署名」に取り組みました。

日本共産党県委員会副委員長の大内くみ子さんは、リレートークを熱心に聞いていた少年に話しかけました。「ぼくは戦争に反対です」と、小学5年生の彼は応えたとのこと。署名をお願いすると名前と水戸市内の住所を書いてくれました。

街頭宣伝に立つと思いがけない出合いがあります。右写真は、昨年5月19日に出会った大学生です。照れくさそうにマイクを握っています。忘れられない一枚となりました。



はばたき友の会主催

「東海第二原発を止めるには」鈴木裕也弁護士、熱く語る 原発回帰を許してはならない!



みと文化交流プラザを会場に2月18日(土)の午後、鈴木裕也弁護士が講師となり、学習会が開催されました。テーマは「水戸地裁判決の判断の維持・定着に向けて」。58人が参加し、水戸地裁判決の重要性について理解を深めました。「被告は、…東海第二発電所の原子炉を運転してはならない」と、水戸地裁は判決を下し

ました。「令和3年3月18日」のことです。この時、「勝訴」の垂れ幕を掲げたのが鈴木裕也弁護士。この判決の翌19日が鈴木さんの誕生日、29歳になったと回想されました。現在も東海第二原発運転差止訴訟団に所属しています。

はじめに「避難計画等の不備を理由に差止めを認められた裁判例は、…判決レベルでは水戸地裁判決しかないのが現状。これからの闘いは水戸地裁判決を守っていくことが中心となる。水戸地裁判決の守るべき中核部分が何かを解説。最後に、日本原電の主張に反論していくうえで重要だと考えていることをお話する」とレジュメに従って1時

間余、熱のこもった講話になりました。

■水戸地裁判決の守るべき本質 ①原発事故被害の深刻性・重大性(被害の特異性) ②安全確保の困難性 ③予測をつかさどる科学の不確実性 ④事故発生時ににおける現実的な避難の困難性、以上の4点。

■政府事故調査報告書・国会事故調査報告書(国の文書)に、「想定外の事象が起こらないと過信していたことこそが福島第一原発事故において被害拡大を招いたとはっきり明示されている」ー私たちは、「原発事故の被害がいかに甚大なもので、多くの人の人生を破壊するか身をもって体験した。我々がすべきことは、改めて福島第一原発事故の教訓を訴えていく」ことではないか。鈴木弁護士は、技術的な水準を満たしていると過信していたことが福島原発の事故を起こした、と強調しました。

岸田文雄首相は、財界言いなりに「福島の教訓を忘れた」ように原発の再稼働と新增設、60年以上運転も認めることを閣議決定してしまいました。トルコ・シリアで起きた大規模地震やロシアによるウクライナ国内にある原発への攻撃などを見れば、原発は国民の暮らしと地域社会、国土を危険にさらし続けます。原発回帰を許してはならないと強く感じた学習会になりました。

別刷りご案内

「軍事国家への道を許さない」連載について

国吉(ペンネーム)さんは、1988年、「茨城の軍事基地ーその隠された危険な実態ー」という著書を出版(百里平和委員会発行)しました。

その国吉さんに、あらためて「現在の情勢」について書いていただく機会を得ました。「茨城の軍事基地」の上梓から35年が立ち、当時よりも日米軍事同盟は強化されています。新しい資料なども入れながら全10回の連載を予定しています。テーマは「軍事国家への道は許さない」です。

連載終了後は「冊子」にして販売します。また国吉さんを講師に迎えた学習会も企画したいと考えています。

紙面は、A4両面印刷。「平和かわら版」の別刷りとして発行します。テーマによっては2回に分けることもあります。著者から「わかりにくい、専門用語すぎる等のご指摘や声をいただくと助かります。耳の痛いご意見も助かります。忌憚のないご意見は歓迎です」との言葉も頂いています。率直なご意見等お寄せください。

3月5日号から「かわら版別刷り」として掲載を開始します。どうぞご期待ください!(今号別刷りで概要を紹介)

飯田美弥子弁護士の 憲法落語講座

憲法を気軽に学べると評判の講座です。ぜひお聴きください!

日時 3月4日(土)
13:30~(開場13時)
場所 石岡東地区公民館
石岡市東石岡4-6-24
0299-26-6503

※入場無料

※予約制です。下記へお申し込みください。

090-9319-3357(増山) またはこちらから→



茨城県平和委員会 第3回 常任理事会

日時 3月18日(土) 13時~15時30分
場所 水戸共同ビル2階 水戸市白梅3-13-8
形態 対面とオンラインで開催

※オンライン希望者はこちらへご連絡ください

主な議題 当面の活動方針、会員拡大、定期大会骨子など